



プールやトレーニングジム で体を鍛えよう



茨城県社会保険協会では、会員事業所の皆様の健康づくりの一環としてトレーニングジム・プール・温浴(お風呂等)が利用できる施設の利用補助事業を実施しますので、ぜひご利用ください。

利用期間
利用施設

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
「ほっとランド・きぬ」 茨城県下妻市中居指1126 電話0296-30-4126
(休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日のときは翌日の火曜日))

利用資格

一般財団法人茨城県社会保険協会への加入に賛同し、会費を納めている事業所の被保険者及びその家族

利用方法

正規利用券を購入後、受付に正規利用券と利用補助券を提示してください。正規利用額と自己負担額の差額が返されます。

利用料金

利用者区分	利用料金	
	正規利用額	補助券利用 自己負担額
大人(高校生以上)	650円	450円
満65歳以上の方	350円	250円
児童生徒(小・中学生)	250円	150円
障害者及び障害者の介助者	200円	100円
小学生未満の方	無料	

※ご利用時の注意

- ◆ほっとランド・きぬ発行の回数券・優待券と利用補助券の併用利用はできません。
- ◆左記料金で温水プール・トレーニングジム・温浴(お風呂等)ご利用できます。
- ◆トレーニングジムを初めてご利用される方は、利用講習会を受講後の利用となります。
- ◆小学校3年生以下の方の25mプールご利用の際は大人の同伴利用が必要となります。
- ◆トレーニングジムは16歳未満(中学生以下)の方はご利用できません。

申込方法

下記「利用補助券申込書」を作成のうえ、返信用封筒に切手を貼り、一般財団法人茨城県社会保険協会(〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階)あてお申し込みください。折り返し「利用補助券」をお送りします。

なお、同封の他の施設と一緒に申し込みの場合の貼付切手は下表を参考としてください。

返信用封筒の貼付切手の目安	10枚まで	30枚まで	60枚まで	90枚まで
注:長型3号(12×23.5cm)の封筒をご用意ください。	84円	94円	140円	210円

申込期限
その他

令和6年2月29日までにお申し込みください。

☆補助券は1人1枚1回限り有効です。

☆多くの会員事業所の方々にご利用いただくため、1会員事業所10枚以内とさせていただきます。

☆暴力団関係者や入れ墨・タトゥー(シールを含む)をされた方の入場はお断りいたします。

なお、入場後に判明した場合は速やかに退場していただきます。

☆新型コロナウイルス感染症の状況により、施設内の一部設備が使用できなかつたり、施設が休館になる場合がありますので、ご利用の際には事前に施設のホームページまたは直接施設にお問い合わせのうえご確認をお願いします。

お申込み・お問い合わせ

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階 一般財団法人茨城県社会保険協会
電話029-226-8005 <https://www.ibashaho.or.jp>

※茨城県社会保険協会の各種事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営しています。

----- 切 - リ - 取 - リ - 線 -----

「ほっとランド・きぬ」利用補助券申込書

健康保険証の事業所記号(7桁または8桁の数字) (健康保険組合に加入の事業所はアルファベットの整理記号)	
申 込 枚 数	枚

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

一般財団法人茨城県社会保険協会長 様

事業所所在地

事業所名称

事業主名

事業所電話番号

※ご記入いただきました個人情報、補助事業の運営のみに使用させていただきます。